

「捕鯨政治と EU : 『鯨類の生と死に対する管理』とその政治的含意」

高橋美野梨（北海道大学）

捕鯨は、欧州連合（EU）の環境政策を構成する重要な要素であり続けてきた。しかし、その射程は、1992年の生息地指令に基づき、EU 水域における意図的な攪乱、捕獲、殺害を制約することにより、対外的な戦略は不在のままであった。2007年12月に欧州委員会が提出した捕鯨規制法案を経て、2008年に鯨類保護規範が EU「共通の立場」になって以降、域内問題として処理されてきた捕鯨は、加盟国の総意として、グローバルなアリーナで展開されるべき事象へと変転することとなった。捕鯨をめぐる EU の政策転換と、その結果として生じる域外への影響力の行使については、いくつかの NGO によるレポートや、研究者による時事評論の中で扱われてきた。しかし、そこでは、EU「共通の立場」の背景として、国家の「庇護下」に置かれる今日の捕鯨活動など、斜陽化する捕鯨の現状が紹介されるのみで、グローバルなステージへと射程を拡大させた EU の捕鯨政策が、総体としての環境政策の中でどのように位置付けられ、いかなる意図を持って域外に行使されているのかについて、十分な検討が加えられているわけではない。EU の捕鯨政策がグローバルに展開されるようになったことは、加盟 28 カ国の総意として、グローバルな捕鯨規制の形成・維持・運営を主導しようとする意図を内包するものであり、既存秩序への影響や、将来的な作用・反作用をふまえて、EU の持つ集合的政治力を国際政治との相関の中に位置付ける必要性を高めている。本報告の目的は、環境政策を推進する要素の一つである捕鯨を事例に、既存秩序のリフレイミングを目指す EU の政治力の一端を明らかにするところにある。報告では、EU の環境政策（環境行動計画）を概観し、EU の環境へのアプローチを確認した上で、鯨類保護が具現化される過程を振り返る。その上で、EU の捕鯨に対する論理や立場性を確認し、それがどのような意図をもって域外に拡散されているのかについて考察を行う。